

環境保全型農業直接支払交付金 中間年評価（案）について

令和 5 年 3 月

農林水産省

中間年評価骨子（案）の見直し

第6回環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会（令和4年12月15日開催）での意見等を踏まえ中間年評価骨子（案）を以下のとおり見直し、中間年評価（案）とする。

○中間年評価骨子（案）の見直し内容

中間年評価骨子（案）	中間年評価（案）	委員からの意見等	対 応
P. 6 2. 環境保全型農業直接支払交付金に係る制度の沿革 農林水産省は、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」を環境保全型農業と位置づけ、平成4年から全国的に推進してきた。 同じ頃、食の安全に対する消費者の関心の高まりを受け、化学肥料・化学合成農薬を低減した農産物に関する生産や表示についての一定の基準を定める「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」を制定した。（以下略）	P. 6 2. 環境保全型農業直接支払交付金に係る制度の沿革 農林水産省は、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」を環境保全型農業と位置づけ、平成4年から全国的に推進してきた。 同じ頃、食の安全に対する消費者の関心の高まりを受け、化学肥料・化学合成農薬を低減した農産物に関する生産や表示についての一定の基準を定める「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」を制定した。（以下略）	この表現だと、ガイドラインそのものが食の安全と関係があるのかと思ってしまいますが、ガイドラインには、「食の安全」は記載されておらず、環境負荷の低減についてのみ記載されている。 「食の安全に対する消費者の関心の高まりを受け」を書かない方がいい。	ガイドライン制定時には農薬を使用しない農産物などに消費者の意識が高まっていたとの経緯は確認されたものの、御指摘のとおりガイドラインに「食の安全」という表現は確認できなかったことから、削除する。

○中間年評価骨子（案）の見直し内容（つづき）

中間年評価骨子（案）	中間年評価（案）	委員からの意見等	対 応
P. 24 1. 地球温暖化防止効果（C1） (2) 調査概要 地球温暖化防止効果の評価は、第1期においては国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の「土壌のCO2吸収「見える化」サイト」や専門家の意見を踏まえて設定した計算式を用いて定量評価した。 第2期では、評価手法をインベントリの算定手法とより整合させることにより、本交付金の支援対象取組による政府報告値への貢献の定量化を図った。 具体的には、令和4年度に「地球温暖化防止効果調査」を実施し、789件の取組農業者の営農実態を取組別に調査し、以下（表3-2）の手法により地球温暖化防止効果を算定した。	P. 24 1. 地球温暖化防止効果（C1） (2) 調査概要 地球温暖化防止効果の評価は、第1期においては国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の「土壌のCO2吸収「見える化」サイト」や専門家の意見を踏まえて設定した計算式を用いて定量評価した。 第2期では、評価手法をインベントリの算定手法とより整合させることにより、本交付金の支援対象取組による政府報告値への貢献の定量化を図った。 具体的には、令和4年度に「地球温暖化防止効果調査」を実施し、789件の取組農業者の営農実態を取組別に調査し、以下（表3-2）の手法により地球温暖化防止効果を算定した。 <u>なお、「秋耕」の評価手法については、農林水産省において新たな手法・知見が整理される予定となっており、最終評価において評価手法を変更する場合があります。</u>		「秋耕」によるメタン削減割合は、現時点で存在する知見（kajiura et al. 2018）に基づき、「春耕」と比較したメタン削減割合を算定し54%と仮定している。 現在、農林水産省において「秋耕」によるメタン削減率について農地管理技術検証を行っており、その検証結果により算定手法等を変更する場合がありますため、その旨を追記する。

○中間年評価骨子（案）の見直し内容（つづき）

中間年評価骨子（案）	中間年評価（案）	委員からの意見等	対 応
P. 49 V 第2期中間年評価(まとめ) 2. 最終評価・第3期対策に向けて検討すべき課題 (1) 交付金の効果的な運用に向けた見直し (抜粋) 一方、みどりの食料システム戦略においては、2050年度までに耕地面積に占める有機農業の割合を25%（100万ha）に拡大するなどの目標を掲げ、環境保全型農業の拡大を進める中、効果的な運用を行う観点から、取組やその定着による収量や収益性への影響を分析し、<u>収益性の向上した農業者等の取扱いなど、事業の見直しについて検討を行うことも必要である。</u>	P. 54 V 第2期中間年評価(まとめ) 2. 最終評価・第3期対策に向けて検討すべき課題 (1) 交付金の効果的な運用に向けた見直し (抜粋) 一方、みどりの食料システム戦略においては、2050年までに耕地面積に占める有機農業の割合を25%（100万ha）に拡大するなどの目標を掲げ、環境保全型農業の拡大を進める中、効果的な運用を行う観点から、取組やその定着による収量や収益性への影響を分析し、<u>収益性の向上が見込める農業者等については、例えば支援を一定期間とするなど、事業の見直しについて検討を行うことも必要である。</u> <u>併せて、より広域な地域で地域住民等と一体的に取り組み、地域で経営が成り立つような取組の推進や農業者の収益性が向上するような支援について検討する必要がある。</u>	都道府県別の中間年報告などで地域ごとに農業体験とか、子供の教育している話ですとか地域での取組によるその他の効果の事例があった。 その中では、ブランド化に成功しているというような話もありました。 交付金は大事だが、あくまでも、環境保全型農業を自走していただくことが理想であり、地域において取組が経営が成り立つ方法で交付金なしでも自走してくれる方がいい。 もう少し取り組んでいる人たちを評価する、そして、もう自走にて地域ごとで面的に取り組む。そういうことをもっと評価したりする仕組みを行い、ほかの事業も併せて乗り換えていければいいのではないか。	令和4年度に実施した「令和4年度環境保全型農業経営実態調査結果」を踏まえて、検討すべき課題について、より具体的に明示する。 また、前回委員会での御意見を踏まえ、広域な地域において一体的に取り組み、地域で自立して取り組むことの推進を検討するほか、取組による収益性の向上に向けた支援などを検討することを追記する。 なお、広域な地域での取組は、環境保全効果がより発揮されるほか、高齢化や人手不足への対応に資するものと考ええる。

○中間年評価骨子（案）の見直し内容（つづき）

中間年評価骨子（案）	中間年評価（案）	委員からの意見等	対 応
P. 50 V 第2期中間年評価(まとめ) 2. 最終評価・第3期対策に向けて検討すべき課題 (3) トレードオフ解消に向けた対応 これまでの第三者委員会において、水田の長期中干しについてはメタンガス発生を低減し温暖化防止効果は認められるものの、相反してトンボの羽化に影響をもたらす生物多様性保全効果を低減させるのではないかなど、一部の取組については「地球温暖化防止」と「生物多様性保全」の間にトレードオフが存在する可能性が指摘されており、<u>今後、全ての取組内容について、解消技術等の要件化、取組内容の変更、取組の廃止などについて検討する必要がある。</u>	P. 55 V 第2期中間年評価(まとめ) 2. 最終評価・第3期対策に向けて検討すべき課題 (3) トレードオフ解消に向けた対応 これまでの第三者委員会において、水田の長期中干しについてはメタンガス発生を低減し温暖化防止効果は認められるものの、相反してトンボの羽化に影響をもたらす生物多様性保全効果を低減させるのではないかなど、一部の取組については「地球温暖化防止」と「生物多様性保全」の間にトレードオフが存在する可能性が指摘されている。<u>今後、各取組について、「地球温暖化防止」及び「生物多様性保全」はもとより、その他の環境保全効果や環境への影響を含めて整理し、併せて、トレードオフの解消技術の要件化など、低減又は解消に向けた対応を検討する必要がある。</u>	○トレードオフがあるから解消技術がないと補助しませんよとか、取組内容を変更しないと交付金を出しませんよとか、そういう方向だけ書いてあるが、トレードオフが解消できなかったらどうするのかという方が重要で、むしろ、トレードオフがあるんだから、温暖化と生物多様性とどちらを重視するかについての考え方を整理する必要があると書く必要があるのではないか。 ○滋賀県でも取り組んでいるように、水質保全効果というのが副次的に出てきたわけで、肥料のやり方によってはカプセルの問題がでてくるとか、いろいろな形で環境問題というのは、温暖化と生物多様性だけではなくて、それ以外のトレードオフというものもいろいろあるのではないか。	取組によるトレードオフについては、共存せざるを得ないといった場面があり、そういった点を含めて議論が必要となるものと考えております。 骨子（案）では、トレードオフがあるから支援を取りやめるような意味合いに捉えられますので、御意見を踏まえ修正する。 また、環境保全効果については、「地球温暖化防止」と「生物多様性保全」に限らず、水質保全効果をはじめとしたその他の環境保全効果や環境への影響についても含めた形で、重視する考え方を整理するよう修正する。

○資料2「令和4年度環境保全型農業経営実態調査結果概要」の内容については、中間年評価(P. 46～P. 50)に掲載する。